

東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校響親会会則

第1章 総則

(名称および本部・事務連絡所・所在地)

第1条 本会は東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校響親会と称し、本部を東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校内に置き、事務連絡所を別途定める。また、本会の所在地を経理部会計担当宅とする。

(目的と事業)

第2条 本会は会員相互の親睦を深めるとともに、会員子女の音楽活動への協力を図るため、東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校（以下「学校」という）との連携を保ちながら、次のような音楽を通じた情操教育に関する支援を行う。

1. 学校卒業生の音楽活動に関する情報交換および後援
2. 学校行事への後援および学校教育の経済的協力
3. 会報の発行
4. ホームページ等の企画・運営
5. 演奏会・懇親会の開催
6. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第3条

第1項 本会は、学校に在籍していた生徒の父母（またはそれに準ずる者）の有志を正会員とする。

第2項 学校の教職員および日教職員の有志を特別会員とする。

第3項 学校に在籍していた生徒の有志を準会員とする。

(会費)

第4条 正会員ならびに準会員は年度毎に所定の会費を納入する。

1. 会費の金額、納入方法については細則で定める
2. 会員・準会員は、会費を4年以上納入しない場合にその資格を失う
3. 特別会員は会費の納入を要しない

(退会)

第5条 本会の正会員・特別会員・準会員は、その意志により自由に退会できる。

第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名程度
3. 理事 20名程度
4. 監事 2名以上

(役員を選出)

第7条 役員は次の方法によって選出する。

1. 理事は正会員の中から推薦によって選出し、総会の承認を得る
2. 理事の推薦に関することは細則で定める
3. 会長および副会長は理事会で選出し、総会の承認を得る
4. 監事は理事会の意見を参考に会長が委嘱する

なお、監事のうち1名は会員外の者に委嘱することができる（外部監事）

(役員任期)

第8条 役員任期は、1期3年とする。ただし、再任を妨げない。

(特別役員・特別会員)

第9条

第1項 本会は会長の委嘱により次の特別役員を置くことができる。

1. 名誉会長
2. 名誉副会長
3. 名誉顧問
4. 顧問

第2項 特別役員は会長の諮問に応じ、あるいは会長より要請あるときは会務に参画し助言を行う。

第3項 特別会員は会則第3条第2項に定義される。

第4章 機関

(組織)

第10条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 理事会
3. 監事会

(総会)

第11条

第1項 総会は本会の最高決議機関で、会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席で成立し、年間事業計画の決定、会費および寄付金額の決定、予算の決定、決算の承認、役員を選出・承認、規約の改定などを行う。

第2項 総会は毎年1回開催するものとし、会長が招集する。ただし、必要に応じ臨時に総会を開催することができる。

(役員任務)

第12条 会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその任務を代行する。

理事は本会の目的遂行のため、細則で定める各部に属し、日常の業務ならびに会計を司る。

(理事会)

第13条

第1項 理事会は会長、副会長ならびに理事で構成し、本会の業務を執行する。

第2項 理事会は必要に応じて開催し、会長が招集する。

(監事会)

第14条 監事会は監事で構成し、本会の経理を監査する。

(機関の議決)

第15条 会則第13条の機関における議決は出席者の過半数によって成立するものとする。

(機関の運営)

第16条 本会の機関の運営については細則で定める。

第5章 経理

(経費)

第17条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

(決算)

第18条 本会の決算は理事会が作成し、会計監査報告とともに総会の承認を得る。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 改定手続

(会則改定)

第20条 本会の会則改定には総会出席者の過半数の賛成を必要とする。

第7章 附則

(細則)

第21条 本会の会則施行に関する必要な細則は理事会で定めることができる。

(慶弔)

第22条 慶弔に関する規定については細則で定める。

昭和55年 4月 1日	制定
平成 5年 7月 20日	改定
平成10年 6月20日	改定
平成12年 7月 1日	改定
平成18年 6月11日	改定
平成20年 6月 7日	改定
平成26年 6月 9日	改定
平成29年 6月10日	改定
平成30年 6月 9日	改定
令和 1年 6月 8日	改定

東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校響親会細則

(会費)

第1条 会則第4条に示す会費について、次のとおり定める。

- 第1項 会則第4条に定める会費は年額 5,000 円とする。
- 第2項 会費は毎年3月末日までに当該年度分を納入する。
- 第3項 会費の納入は本会指定の銀行口座または郵便振替口座への振込とする。
- 第4項 災害等に見舞われた会員に対し、当該年度分の会費納入を免除する。

(理事候補者の推薦)

第2条 会則第7条に示す理事候補者の推薦について、次のとおり定める。

- 第1項 総会直前の理事会において全会一致で推薦する。
- 第2項 推薦の期日は役員改選年度の5月末日までとする。

(機関の運営)

第3条 会則第16条に示す機関の運営について、次のとおり定める。

- 第1項 本会の業務を執行するために下記の部を置く。
 1. 総務部・経理部・事業部・広報部
 2. 各部には、原則として部長を置くものとする
- 第2項 理事は、それぞれいずれかの部に所属して職務を行うものとする。
- 第3項 各部には、必要に応じて若干名の副部長を置くことができる。
- 第4項 会長・副会長および各部の部長・副部長によって部長会を組織し、各部相互の連絡調整を行うとともに、本会の業務を推進する。
- 第5項 部長会は必要に応じて開催し、会長が召集する。

(所管事項)

第4条 各部の所管事項は次のとおりとする。

1. 総務部
 - ①総会・理事会・部長会・懇親会等の開催に関する事項
 - ②会員名簿の管理ならびに入会の勧誘・手続きに関する事項
 - ③ホームページおよびフェイスブックの運用に関する事項
 - ④会員子女の芸術活動への後援に関する事項
 - ⑤会則・細則の確認および改定立案に関する事項
 - ⑥藝高交流演奏会への勧誘とそれに伴う茶話会等の開催に関する事項（国内開催時に限る）
 - ⑦事務用品の管理に関する事項
2. 経理部
 - ①会費の徴収に関する事項
 - ②予算・決算および経理に関する事項

3. 事業部

- ①フレッシュコンサートの開催に関する事項
- ②トークコンサート・留学シンポジウムの開催に関する事項
- ③本会の目的に合致する事業の開催に関する事項

4. 広報部

- ①会報の編集・発行に関する事項
- ②会報アーカイブの管理に関する事項

(後援願い)

第5条

第1項 卒業生が演奏会等の音楽活動を行う場合、本会に後援願いを申請することができる。この場合、申請者は当該音楽活動の2カ月前までに、窓口である会長・総務部宛てに既定の電子書類を提出し、承認を得ることを要する。

第2項 本会から後援を承認された後は、以下の点について響親会より協力を得ることができる。

1. 印刷物に「東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校響親会后援」と、記載すること
2. 響親会会員にチラシ等を送付して宣伝活動をする事
3. 響親会ホームページおよびフェイスブックに当該音楽活動を掲載すること

(役員および会員・準会員の資格喪失)

第6条 役員または会員・準会員が以下の行為・活動をした場合は、即時にその資格を失う。

1. 宗教活動、政治活動および物品販売等の強要
2. 反社会的行為および誹謗中傷等の行為
3. 会費を4年以上納入しない場合（会則第4条）

(慶弔)

第7条 会則第22条に示す慶弔に関する規定は次のとおりとする。

1. 校長・副校長を務められた先生については、ご葬儀に際し供花を謹呈する
2. 響親会と所縁の深い先生については、会報『響』に記事を掲載する
3. 会長・特別役員を務めた理事については、ご葬儀に際し供花を謹呈する
4. 理事経験者については、会報『響』に記事を掲載する
5. ご葬儀が執り行われた後にご訃報を受けた場合は御供物料をご遺族に謹呈する

平成5年7月20日 制定

平成10年6月20日 改定

平成13年6月16日 改定

平成19年6月9日 改定

平成20年6月7日 改定

平成30年6月9日 改定

令和1年6月8日 改定